

常勤役員報酬基準

平成24年4月9日
評議員会決定第2号
平成29年3月2日
日本台湾交流協会規程第10-5号
最終改正 平成29年3月15日
評議員会決定第12号

(報酬の種類)

第1条 常勤役員の報酬は本基準に定める本俸、特別調整手当、特別手当及び退職手当とし、日本国外に在勤する常勤役員に対しては別に在勤本俸及び配偶者手当を支給する。

第1条の2 常勤役員に支給する年間報酬額の総額(退職手当を除く。)は、60,200,000円を超えてはならない。

(本俸月額)

第2条 常勤役員の本俸月額は、次に掲げる金額の範囲内において、理事会が定める金額とする。

理事長 940,000円以下

専務理事 890,000円以下

理事 650,000円以下

(本俸の日割計算)

第3条 月の中で異動を生じたときの、役員の本俸の月額は日割計算によって計算した額とする。

(特別調整手当)

第4条 特別調整手当は、東京都に在勤する役員の本俸月額に14/100を乗じて得た金額を支給する。

(通勤手当)

第4条の2 通勤手当の算定については、職員給与規程を準用する。

(特別手当)

第5条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という)にそれぞれ在職する役員に対して、6月30日及び12月10日(これらの日が休日に当たるときは、それぞれの前日)に支給する。

3 特別手当の額はそれぞれの基準日において役員が受けるべき本俸月額に特別調整手当を加えた額、本俸月額に25/100を乗じて得た額及び本俸月額と特別調整手当を加えた額に20/100を乗じて得た額の合計額(以下「常勤役員特別手当基礎額」という。)に、国家公務員指定職の期末手当に準じた月数を乗じて得た額を期末手当とし、国家公務員指定職の勤勉手当に準じた月数を乗じて得た額に、次項で規定する前年度業績評価率を乗じて得た額を勤勉手当とし、両手当の合計額に、基準日以前における在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|-------------------|---------|
| ① 在職期間が6カ月 | 100/100 |
| ② 在職期間が5カ月以上6カ月未満 | 80/100 |
| ③ 在職期間が3カ月以上5カ月未満 | 60/100 |
| ④ 在職期間が3カ月 | 30/100 |

4 別に定める常勤役員業績評価委員会設置規程(日本台湾交流協会規程第11-3号)に基づき設置される常勤役員業績評価委員会は、各年度、前年度の協会事業につき評価し、95/100又は100/100のいずれかの前年度業績評価率を決定する。

5 前各項の規定により計算される額から、国家公務員の例に準ずることが必要な場合等、減額調整を行って得られる額を特別手当の支給額とすることが必要な場合にあつては、理事会において減額調整額を決定することが出来る。

(在勤本俸)

第6条 在勤本俸は1,100,000円以下の範囲内で理事会の定める金額とする。

2 国家公務員給与の改定に準じて在勤本俸の改正を行わなければならない場合であつて、直ちに理事会を招集することが困難である場合には、会長は前項で定める金額の範囲内において、別にその支給額を定める事ができる。但し、この場合にあつては、その後直近に開催される理事会において報告しなければならない。

(配偶者手当)

第7条 配偶者手当は、配偶者を勤務地に伴う場合に限り支給し、その額は在勤本俸20/100に相当する額とする。

(宿舍貸与)

第8条 日本国外で勤務する常勤役員に対しては、予算の範囲内で宿舍を借上げ、無料で貸与する。

(退職手当)

第9条 常勤役員(以下「役員」という。)が退職した場合においては、在職1月につき、その者の退職日における本俸月額に12.5/100を乗じて得た額に別に定める常勤役員業績評価委員会設置規程に基づき設置される常勤役員業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で定める業績勘案率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額を退職手当として支給する。

2 在職期間の計算は、任命の日から暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

3 役員が退職した場合においては、その者が退職の月、又はその翌月に再び同一の役職の役員となったときは、前項の規程による在職期間の計算については、引続いて在職したものとみなす。

(退職手当の支給制限)

第10条 公益財団法人日本台湾交流協会定款第26条第1項第1号に掲げる事由により解任された場合には退職手当を支給しない。

附 則(日本台湾交流協会規程29第2号)

この規程は、評議員会の承認が得られた日(平成29年3月15日)から施行し、改正後の第4条の規定については、平成28年4月1日に遡及して適用する。